

書評

五十嵐元道著

『支配する人道主義—植民地統治から平和構築まで』
(岩波書店、2016年)

中村 文子

本書は、人道主義が国際社会の非対称的な支配—従属の関係（トラスティーシップ）を正当化する言説として機能し、その構図が、植民地時代から平和構築の時代にまで及ぶことを明らかにした力作である。以下、章ごとに、著者の主張を明らかにした上で評価していくことにする。

序章

序章においては、問題の所在、分析の視角、先行研究の問題点、人道主義の定義と分類について考察することによって、本書の構成を明確にしている。人道主義は、他人の苦痛に対応し、権力から独立した思想的立場であると一般に考えられているが、著者は、そのような人道主義が、むしろ国際社会における介入や支配の構造を作り出していると考えている。このような介入と支配の構造は、植民地時代の宗主国／植民地、脱植民地時代の援助国／被援助国、冷戦後の平和構築の実施国／紛争国という非対称的な権力関係に継承されてきた。

このような統治と被統治の非対称的な権力関係を捉えるために、トラスティーシップの概念を導入している。これは、イギリス帝国が植民地統治を正当化するために用いた概念でもあるが、本書では、植民地統治から平和構築に至るまでの非対称的な介入や統治の一般を指すものとして用いられている。トラスティーシップを実現するためには、介入と統治のための正当化の根拠を必要とし、そこで人道主義の言説が用いられることになる。貧困、飢饉、紛争、大量虐殺といった「人間の痛み」が強調され、そのような苦痛を外部の勢力が介入や統治によって取り除くことが不可欠であると主張されるのである。

このような植民地統治から平和構築に至るまでの支配と介入を正当化してきた言説は、これまでリベラリズムの理念であると主張されてきた。しかし、冷戦後の人道的介入や平和構築において、社会の自由化や民主化が強調されてきたわけでは

なく、むしろ「人間の痛み」に対する共感が強調されてきたことを指摘する。著者は、先行研究が明らかにしているように、植民地統治や平和構築などの非対称的な権力関係においてリベラリズムが正当化の根拠として利用されてきたことは否定しないが、時代に通底するのは、人間の苦痛を除去しようとする利他的な人道主義に基づいた正当化であることを強調した。

こうした人道主義が国際社会に普及し、人道主義に基づいて紛争地域への介入を正当化する主張も見られるようになってきた。それでは、そのような介入はどのような基準で許容されるのだろうか。ここで持ち出されてくるのが、政治から切り離された権力性を帯びない人道主義である（「政治から切り離された人道主義」）。そのような人道主義が政治や権力によって左右されるのであれば、そのような介入は正当化できないと考えるのである（「政治によって濫用された人道主義」）。

では、植民地主義が許容されず、平和構築は許容されるのはなぜか。両者の差異を強調する論者は、植民地統治が「政治によって濫用された人道主義」に基づいたトラスティーシップ（「悪なるトラスティーシップ」）であり、平和構築は「政治から切り離された人道主義」に基づいたトラスティーシップ（「善なるトラスティーシップ」）であると主張するからである。しかし、著者は、人道主義が介入や統治の正否にとって客観的な基準となり得るのかを問題にしている。人道主義の理念に根ざした植民地主義や平和構築が、同時に人道主義によって正当化されるのであるから、人道主義と植民地主義や平和構築は相互に構成し合う関係にある。それゆえ、人道主義が介入や統治の正否を決める客観的な基準にはなり得ないことになる。

それでは、これまで問題となってきた人道主義とは、どのような理念なのであろうか。著者は、人道主義を二つに整理し、第一を「緊急事態の人道主義」と呼び、「人間の痛み」に対して、対処療法的に対応する人道主義であるとする。第二は「錬金術的人道主義」であり、「人間の痛み」の原因を取り除こうとする人道主義であるとする。後者の人道主義は、痛みの原因とその除去が、人類

の普遍的な発展の概念と結びつけられ、外部からの介入と統治を正当化してパターンリズムをもたらすことになる。このようなパターンリズムは、帝国主義や植民地主義だけでなく、脱植民地主義後の国際社会における権力構造を規定してきた。このような人道主義の場合、統治する側が統治される側の問題を病理と捉え（病理化）、その病理を取り除くための諸政策を実施することになる（処方箋）。このような病理化と処方箋の言説が繰り返し見られるのが、人道主義に基づくトラスティーシップの特徴である。

これまで序章での著者の主張について説明してきたが、ここでは「緊急事態の人道主義」と「錬金術的人道主義」との相違について指摘しておきたい。「錬金術的人道主義」は、社会における根本的な問題を病理化し、それを除去するために必要な処方箋を追求する。そこで、そのような問題を除去するための介入と統治が正当化されることになる。その一方、「緊急事態の人道主義」は、社会における根本的な原因にまで関与しないが、当面の問題を除去する処方箋を追求することで、介入や統治を正当化することもあるとは言えないであろうか。たとえば、今日、問題となっているのが、難民キャンプにおける難民の支援である。本来であれば、難民は出身国に戻るか、庇護国で仕事や家族を得て生活を安定させて定住し、第三国で新しい人生を求めて移住することが、難民問題の恒久的解決である。しかし、多くの場合は、その恒久的解決に見通しが立たないことから、援助機関が難民キャンプを設営し、大量の難民の移動と生活を管理し、介入と統治を正当化している。「緊急事態の人道主義」においても、非対称的な権力関係における介入と統治が正当化される場合があることを指摘しておきたい。

第1章 英国領インドと人道主義

本書では、トラスティーシップがキーワードの一つであるが、植民地統治における宗主国／従属地域の間を「植民地トラスティーシップ」と呼ぶ。

19世紀、インドを支配していたイギリスでは、インドの人々が野蛮と独裁に苦しんでいるため

に、イギリス帝国による植民地統治を必要としているのであるとする功利主義の言説が展開された。功利主義者ジェームズ・ミル（James Mill）は、インドの宗教や政治体制の批判を通じて、野蛮な社会の特徴を固定化し、インドの病理化を表象した。また、J. S. ミル（J. S. Mill）は、野蛮な社会は文明国による植民地統治によってはじめて発展すると主張した。

このように病理化されたインドに対して、これらの功利主義者は、西洋的な教育システムや司法制度も含めた、インド社会の政治・社会制度の改良を通じて、野蛮と独裁に苦しむインドを解放することを求めたのである。このように、文明国による善意の独裁が野蛮な社会を発展させる上でも最良の政治体制であるとして、独裁的な植民地体制が正当化されることになった。インドでの植民地トラスティーシップの目的は、あくまでもインドの人々を野蛮と独裁から解放することであり、愛他主義的・人道主義的言説に基礎づけられた。

1857年、東インド会社のベンガル軍のインド人兵士による反乱は、インドの3分の2にまで広がる大規模なものとなり、これまで植民地統治を基礎づけてきた理論は大きく修正せざるを得なくなった。イギリスの植民地官僚等は、反乱が起こった原因が、急激なインド社会の西洋化や功利主義的な植民地統治によるものであると批判し、インド社会を独裁から解放するという言説は、植民地統治の目的ではなく大反乱の原因であるとした。法律家でインド植民地総督府メンバーだったヘンリー・メイン（Henry Maine）は、インドの病理化について、インドは、まだ発展が初期の段階であるが故に外部からの刺激に極端に脆弱で、それゆえイギリス帝国は独裁からインドを解放するのではなく、「無秩序」からインドを解放することを植民地統治の目的とするべきであると主張した。

この「無秩序」という病理に対する処方箋として「間接統治」の概念が形成された。これは、カーストの概念など、インド社会の文化的象徴的システムを利用し、あたかも、インドの伝統であるかのような制度を構築するという新たな統治の手法だった。この新しい処方箋が、インドを無秩序から保護するという名目の下で正当化されたのであ

る。

第1章では、イギリスの功利主義者は、インドの独裁体制や宗教体制がインド人を抑圧していると認識し、それを病理化することで、それからの解放のための植民地統治を正当化した。大反乱後、インドの無秩序が病理化され、秩序を取り戻すための植民地統治が処方箋となった。ここでは、このようにインドの植民地支配を事例にして、人道主義がどのようにしてイギリスの統治を正当化してきたのかを明らかにしている。

第2章 アフリカと人道主義運動—奴隷、ネイティブ保護、植民地主義

第2章では、19世紀にアフリカで展開された二つの人道主義運動である反奴隷運動とネイティブ保護運動の分析を通して、アフリカにおいても植民地統治の理論体系の構成において人道主義が関与していることを議論している。

1830年代から反奴隷運動が頂点に達し、奴隷貿易が違法化され、英国領植民地の奴隷解放が進んだ。しかし、奴隷解放の後でさえ奴隷貿易はなくならなかった。反奴隷運動指導者であり議員であったウィリアム・ウィルバーフォース (William Wilberforce) の活動を引き継いだT. F. バクストン (T. F. Buxton) は、アフリカで奴隷貿易が続いている事実について、買い手であるヨーロッパ人のみならず、アフリカ人自身が奴隷貿易を支えている状況に問題があるとした。バクストンはその解決策として、イギリス帝国海軍による奴隷貿易の取り締まり強化と、アフリカ現地共同体との条約締結を提案した。この計画は、同盟関係にあるアフリカ人共同体の首長は領域内での奴隷貿易を取り締まり、奴隷商人の通過を阻止するものであった。バクストンの活動はあくまで人道主義的な意図に基づいていた故に、アフリカ植民地支配の拡大を維持したと著者は結んでいる。

19世紀に展開されたもう一つの人道主義運動として、著者は南アフリカなどの植民地で実施されたネイティブ保護運動を取り上げている。ヨーロッパ植民者は、植民地政府と法律を支配しており、ネイティブを奴隷以上に劣悪な状況に置いていた。ネイティブ保護運動の活動家ジョン・フィ

リップ (John Philip) は、イギリス帝国が植民地法の持つ潜在的な権利保護の機能を引き出し、正義の守護者になるべきだと主張した。フィリップの目的は、イギリス帝国によるアフリカへの介入だけでなく、現地の人々をイギリス帝国の臣民にして、資本主義経済の有用な労働者にすることであった。すなわち、イギリス帝国政府によるネイティブ保護を求める一方で、アフリカ人がイギリス帝国内で権利を享受するためには、彼らを社会改良によって帝国の臣民に変える必要があると主張したのである。そのため、ネイティブ保護運動もまた奴隷解放運動と同様に、植民地化と社会改良をともに正当化したのである。

この章では、アフリカをめぐるトラスティシップの言説が二つ取り上げられてきた。第一の病理は、アフリカ人による奴隷貿易への関与であり、これに対して、耕作、キリスト教化、文明化が処方箋として施された。第二の病理は、ヨーロッパ植民者によるアフリカ支配であり、これに対して、帝国政府によるネイティブ保護と、アフリカ人を社会改良によって帝国の臣民に変えることが処方箋となった。これらの言説を通じて、人道主義が植民地統治を正当化していることを明らかにすることができている。

第3章 トラスティシップの国際化と人道主義

第3章では、19世紀末から20世紀初頭にかけての植民地トラスティシップの国際化を分析している。この時期、アフリカをめぐる二つの会議が開催された。ベルリン会議では、植民地獲得競争によって不安定化していたヨーロッパを安定させるという主要な目的とは別に、イギリスは反奴隷外交を展開した。もう一つのブリュッセル会議では、19世紀に形成された植民地トラスティシップの理論体系が国際規範となった。

他方、植民地帝国は正当性の危機に直面した。1900年代、コンゴ自由国で現地人に強制労働を課したり、残虐な刑罰を科したりしていたことが表面化し、ヨーロッパの世論から統治の非人道性への非難が起こったのである。また、1899年から3年間続いた南アフリカ戦争によっても、植民地主義の正当性が崩された。植民地帝国が批判さ

れたのは、安全保障の問題とともに、現地の住民を搾取し抑圧するという人道主義的な問題からであった。そのため、新たな主体として国際組織が構想された。第一次世界大戦はトラスティープの主体としての植民地帝国の正当性をますます掘り崩し、委任統治制度というかたちで、植民地統治に国際組織が関与することになった。この委任統治制度は、19世紀に人道主義と植民地主義が構成した理論体系に基づく一方、従属地域を表す形容詞は「野蛮」から「未発達」や「独立にはまだ準備が不足」へと変化した。

こうした植民地統治の文脈に加えて、独裁や少数派の虐殺が人道的な問題となり、かつ地政学などの現実主義的な利益が関わることで、領土の一部が委任統治の管理下に置かれる事例もあり、人道主義はトラスティープの拡大に関与した。委任統治制度は国際組織が統治を監視するものではあったが、実際は植民地統治と変わらない権威主義的支配であった。その意味で、委任統治制度は国際組織をアクターに取り入れる国際的な統治構造ではあったが、19世紀の植民地トラスティープの延長線上に位置するものだった。

第3章では、19世紀末から20世紀初頭にかけて植民地トラスティープの展開が論じられてきた。植民地トラスティープは、アジアとアフリカの多くを覆い尽くすことになったが、第一次世界大戦後、その正当性が危機に陥ることになった。そこで、導入されたのは、国際連盟による委任統治制度である。しかし、これは国際連盟の名を借りて帝国が植民地を実質的に統治する制度であった。このことから、本章では、タンガニカとイラクの委任統治を事例として、植民地トラスティープが維持されたことを明確に論じている。

第4章 貧困と支配—開発トラスティープの出現

第4章では、植民地トラスティープの正当性が第二次大戦中から戦後にかけて再び危機的状況に陥るなかで、第二次世界大戦から冷戦期にかけて登場した開発トラスティープについて、どのようにそれが出現し、発展してきたのか、ま

た人道主義の言説がどのような役割を果たしたのかについて分析している。

植民地開発は、資源投資、インフラ建設、農業技術や教育制度の導入・改革などによって、植民地の改良を目的とするものであった。間接統治から、この開発へ移行する過程で重要なのが「貧困」の概念であった。19世紀末から20世紀初頭にかけて、英国本土では貧困が社会問題化し、社会政策によって対処されるべき構造的な問題であるとの認識が広がっていた。一方、植民地では1930年代に各地で立て続けに反乱やストライキが勃発し、それによって植民地での貧困が発見され、植民地の貧困の言説が構成されていった。そこでは間接統治が批判され、植民地における福祉政策が訴えられ、植民地の開発へとパラダイム転換が進んだ。つまり、イギリス帝国は貧困の言説を人間の痛みとして認識させ、植民地社会を病理化した。その結果、開発トラスティープが登場したのである。

第二次世界大戦後、米ソ冷戦が始まり、アメリカは陣営確保のために第三世界にも関心をほらい、マーシャル・プランを打ち出してヨーロッパの復興も支援した。さらに1949年、トルーマン大統領は就任演説の中で途上国の技術援助を提案し、同時に「貧困は障害であり脅威である」として、貧困を病理とした。ここでも貧困をめぐる人道言説が開発トラスティープを基礎づけたのである。

1960年代に入ると、新興独立国（途上国）の要求や世銀の組織利益、西欧諸国の地政学的利益と人道主義的関心を背景に、国際組織を通じた新興独立国への多面的な援助体制をとる新たな開発援助体制が現れた。1960年代後半になると、途上国での貧困の再発見等をきっかけに、多面的な援助体制は急激に拡大した。そのとき国際組織で利用された言説は、1940年代にイギリス帝国が開発で用いた言説につながると著者は言う。この開発トラスティープは結果として、世銀をはじめ国際援助機関の権力を強化した。また、開発援助の拡大によって途上国の援助に対する依存度を高め、現地住民のディスエンパワーメントをもたらしてしまった。

1980年代以降の開発トラスティーシップは、途上国の内政に経済的危機の原因をもとめることで、そういった途上国を病理化し、世銀やIMFはより介入的なプログラムを行っていき、国際援助機関はその権力の強力な基礎を確立したのである。

第4章では、植民地トラスティーシップの正当性が揺らぎ始めた第二次世界大戦後の世界を取り扱い、貧困が人間の痛みをもたらすものであることから、その貧困を除去するために国際機関を中心とする援助が実施されるようになってきたことを明らかにした。このようにして、貧困を病理化した上で、その処方箋としての援助を通じて、大国が途上国の政治、経済、社会を管理することを正当化したことを明確に論じている。

第5章 人道的危機と介入—冷戦後の平和構築トラスティーシップ—

著者は、冷戦後の平和構築活動を通じて実施された非対称的な権力関係を、平和構築トラスティーシップと呼び、それによる介入と統治の形態を考察している。このような平和構築トラスティーシップは、リベラルな国際主義だけでなく人道主義に基づいて正当化されている。その一方、そのようなトラスティーシップは、大国の地政学的な関心にも影響を受けていた。

1980年代から「脆弱国家」、「破綻国家」などの言説が用いられるようになり、一部の途上国の人権状況に対して懸念がもたれるようになってきた。そのような国家では「新しい戦争」が発生し、「新しい野蛮」が到来すると病理化が進められ、その処方箋として暫定統治の手法が考えられることになった。この暫定統治とは、委任統治制度や信託統治制度のように、外部のアクターが一時的に紛争（後）地域を統治する政策を意味する。

しかし、このような暫定統治は主権平等の原則に抵触するため、主権概念の再解釈が試みられた。それが、「介入する権利」、「人間の安全保障」、「責任としての主権」、「個人の主権」といった一連の議論である。保護する責任に関する議論においては、紛争後の暫定統治を植民地時代のトラスティーシップと異なるものであると正当化した。植民地主義に基づくトラスティーシップは目的に

おいて非人道的であるが、紛争後の暫定統治は人道主義に基づいて正当化できると考えるのである。主権の侵害に関しても、植民地主義に基づくトラスティーシップは主権の侵害であるが、紛争後の暫定統治は主権が事実上失われている破綻国家において行われるのであり、暫定統治が実施されることによって、そのような国家の法的な主権が回復すると考える。

冷戦後の平和構築トラスティーシップの実践として、カンボジア、ボスニア、コソボでの暫定統治を事例として取り上げているが、いずれの場合も平和構築を実践する側に統治機能が付与され、最終決定権限を幾度となく行使することになり、事実上信託統治制度の復活と見なされるものであった。このような暫定統治も、リベラルな国際主義だけでなく人道主義に基づいて正当化されることになった。

冷戦後、大国の一致によって国連安保理の活動が活発化し、世界の紛争地域に国連が関与する契機が増大している。著者が指摘するように、国際連盟時代の信託統治制度に類するトラスティーシップの体制が紛争（後）の社会に適用されているのは事実である。暫定統治をはじめとする平和構築を正当化するために人道主義が援用されており、著者の指摘は的確である。

終章

終章では、これまでの植民地主義の時代から平和構築の時代に見られた人道主義とトラスティーシップの関係について整理している。人道主義は、非対称的な権力関係としてのトラスティーシップを正当化する理念として機能する一方、国際社会における非対称的な権力関係が人道主義を生み出す土壌にもなってきたことを明らかにしている。それゆえ、人道主義とトラスティーシップの関係は相互に構成的なものである。

両者が相互に構成的な関係にあるということは、先行研究で見られるような人道主義を客観的基準として用いる「善なるトラスティーシップ」と「悪なるトラスティーシップ」という二区分は意味を失うことになる。それと同時に、「政治から切り離された人道主義」と「政治によって濫用

された人道主義」という二区分も意味がないものとなる。著者は、このことから人道主義は普遍的で中立的なものではなく、トラスティーシップの権力の源泉であると結論づける。

それでは、人道主義を唱えることは意味がないことかといえそうではない。著者によれば、人道主義とトラスティーシップは相互に構成的であるだけでなく、人道主義がトラスティーシップを批判し、新たなトラスティーシップが再生産されるアンビバレントな関係であることも指摘している。人道主義は、トラスティーシップの正当性の根拠となるだけでなく、トラスティーシップに対する批判と改革の契機にもなるという。人道主義は「人間の痛み」から生じる人間の自然な規範であるが、本書で強調されるのは、そのような人道主義を否定するのではなく、人道主義やトラスティーシップという理念や政策を批判的に考察することなく、無批判に受容することの危険性である。

本書は、人道主義の言説が、植民地主義の時代から平和構築の時代にかけて、国際社会の非対称的な権力関係であるトラスティーシップを正当化してきたことを論じてきた。国際社会による介入や統治は、介入側の政治的な意図だけでなく、人間の痛みに対する共感を基礎とする人道主義に基づいて正当化されてきたことを説得的に論じている。

最後に、本書に関するさらなる興味として二点挙げておきたい。第一は、人道主義の言説の効果に関してである。本書では、人道主義が、植民地主義の時代から平和構築の時代にかけてトラスティーシップに基づく介入や統治を正当化してきたと論じているが、そのような人道主義の言説が、どれほど介入や統治の正当化に寄与したのだろうか。序章で述べられているように、本書は、介入と統治をめぐる意思決定過程を因果推論的に分析するものではないとされているが、外交官、植民地官僚、政治家、学者等による人道主義的な主張が、どれほど対外政策に影響を及ぼしたのかについても、興味を持つところである。

第二は、人道主義とトラスティーシップとの関係である。終章において、トラスティーシップを

正当化する人道主義と、それを批判し改革を促す人道主義があると述べられているが、このことは、人道主義がトラスティーシップを正当化するという単純な理解では十分ではないことを意味している。トラスティーシップを正当化する人道主義やこれを批判し改革を促す人道主義は、介入や統治の動機の人道性を問題にしているのであろうか、それとも、介入や統治の結果の人道性を問題にしているのであろうか。倫理学では、前者を義務論、後者を帰結主義であると整理しているが、人道主義とトラスティーシップの関係を論じる場合に、人道主義の動機と帰結の正しさを整理することも考えられるだろう。